

## 第20回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成22年7月12日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

### 3 出席者等

#### (1) 出席委員

浦田 満 （釧路市漁業協同組合）

小野塚聰 （釧路弁護士会）

小瀬 泰 （阿寒農業協同組合）

小西 洋 （釧路地方裁判所）

齊藤雄彦 （釧路地方検察庁）

佐久間邦夫 （釧路地方裁判所）

佐藤孝子 （釧路更生保護女性会）

高橋 滋 （釧路商工会議所）

武野伸二 （北海道新聞社釧路支社）

花田善廣 （北海道建築士事務所協会釧路支部）

#### (2) 欠席委員

岩隈敏彦 （釧路市役所）

佐渡正幸 （釧路司法書士会）

神野照敏 （釧路公立大学）

#### (3) 裁判所（説明者）

金子大作 （刑事部総括判事）

長沼省三 （刑事首席書記官）

大澤正志 （釧路検察審査会事務局長）

津幡恭行 （事務局長）

#### (4) 庶務

宮木隆壽 （総務課長）

卯城賢志 （総務課課長補佐）

松村美紀（総務課庶務係長）

#### 4 議題

「身近になった裁判員裁判～釧路地方裁判所の裁判員裁判を概括して～」

#### 5 議事

##### (1) 新委員紹介及びあいさつ

新たに委員を委嘱された小西洋委員（釧路地方裁判所）、佐久間邦夫委員（釧路地方裁判所）及び武野伸二委員（北海道新聞社釧路支社）が委員会庶務から紹介され、あいさつをした。

##### (2) 委員長の選任

委員の互選により、佐久間邦夫委員が委員長に選任された。

##### (3) 委員長代理の指名

委員長が、小西洋委員を委員長代理に指名した。

##### (4) 裁判所からの説明及び意見交換

ア 裁判員裁判実施に当たり工夫した事項について、金子刑事部総括判事から説明をした後、意見交換をした（発言の要旨は別紙の1のとおり）。

イ 裁判員制度に対する接遇について金子刑事部総括判事及び長沼刑事首席書記官からそれぞれ説明をした後、意見交換をした（発言の要旨は別紙の2のとおり）。

ウ 大澤検察審査会事務局長から検察審査会制度の概況について説明をした。

##### (5) 次回の議題

「釧路地方裁判所の裁判員裁判の運用状況等について」

##### (6) 次回日時

平成23年2月21日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

## 意見交換における発言の要旨

### 1 裁判員裁判実施に当たり工夫した事項について

#### (1) 裁判員候補者の出頭数について

委員： 仮に私が裁判員候補者として出頭した場合、多数の候補者が集まる中、裁判員と補充裁判員の8人しか選ばれなかったら、率直に疑問を感じると思う。しかし、制度が作られたときから、この問題点は指摘されていたので、それを踏まえての運用ルールならば仕方ないとも思う。

説明者： 補充裁判員を2人選任する場合、検察官と弁護人で各5人ずつ理由を示さない不選任の請求ができるので、18人の候補者が出頭していることが手続上必要である。それに加え、当日に辞退を申し出る候補者もいることを考えると、候補者の出頭数の最低ラインは25人程度である。これまで当庁において実施した裁判員裁判では、事前に辞退が認められる候補者について呼出しを取り消した結果、実際に出頭した候補者は選定者数の3割程度となった。このような状況を踏まえ、30人から40人の出頭者数を確保するために、選定者数を100人から120人としているところである。

委員： 裁判員候補者として選定されると、裁判員制度に関心を持つことになると思う。その効果を考えると、私自身は、選定者数や出頭者数が多くても構わないと思う。しかし、出頭者数が多いほど経費(税金)がかかるので、批判的な人もいると思う。

委員： 裁判所に来る候補者は、相当程度関心や意欲を持ってきていると思う。そのような候補者が不選任になった場合、次の機会に優先的に裁判所に呼んでもいいかどうか意向を確認して、リストを作成し

ておき、次の機会が来たら優先して呼び出すということとはできないのか。その方法であれば、出頭率も高いものになると思う。公平性の原則から考えると好ましくないのか。

説明者： 制度上、そのようなリストは作成できない。

委員： 気持ちは分かるが、個人の意向によって優先的に呼ぶということはず、パブリックに実施する方が良いと思う。

委員： 裁判所で十分工夫していると思う。裁判はスケジュールが決まっているので、必ず裁判員と補充裁判員が選任できるように、出頭者数を確保することが大切だと思う。足りない方が大変になる。

## (2) 選任手続を午後に行うことについて

委員： 釧路の管轄区域の広さを考えると、例えば午前9時から始めた場合は、多くの候補者が前泊を要することとなるので、午後から開始するのが良いと思う。

委員： 事件によっては相当な時間を要するものもある。午後から選任手続をはじめると、午前中がつぶれることとなるので、すべての事件について午後から始めるのではなく、事案や季節等を考慮して、午前11時頃から始めても良いと思う。昼にかかるかもしれないが、午後早くから審理に入ることができる。

## (3) 裁判員に分かりやすい審理について

委員： 弁護士としては、今までプロの裁判官だけだったので、気を遣っていなかった部分も、裁判員裁判となると、裁判員に分かってもらわなければならないということで、それぞれ工夫をしている。

委員： 検察官としては、裁判員の負担を減らすために、弁護士や裁判所と協議をしながら、証拠を厳選している。ただ、そうは言っても、真実がいちばん大事なので、負担をかけてでも理解していただかなければならないところはきちんとやらなければならない。その辺が

非常にむずかしい。

また、検察官には立証責任があるので、分かりやすい説明をするために、事前にプレゼンテーションの練習をしている。分かりやすいようにパワーポイントで作成している。ただ、テクニックに走りすぎたり、凝りすぎたりしないように気をつけている。

この前の裁判員裁判では、検察官はパワーポイントを使ったが、弁護人はホワイトボードにマグネットで大事な部分を張り出していた。それも1つの方法だと思う。これからのやり方は法曹三者で色々と模索していきたい。

委員： 裁判員裁判は国民全員に関わることであり、実際に裁判員裁判でどのようなことが行われているのかを多数の国民に知っていただく必要がある。メディアとしては、裁判員裁判に関する報道に関して、メディアから直接記者会見の要請を裁判員に対して行ったり、その趣旨を記載した文書を裁判員に対して配付したりすること、また、記者会見全体の映像取材を行うこと、さらに、不選任になった候補者の取材について、可能な範囲で庁舎及び庁舎敷地内での取材を認めることなどの点について、裁判所に要望をお伝えしたい。

## 2 裁判員等に対する接遇について

委員： 裁判員裁判は動き出したばかりなので、裁判所がうまく進めるために、気を遣いすぎるくらい気を遣っているのだと思う。

委員： 一般の人は、裁判所を訪れる機会があまりないことから、厳粛で怖いところであるというイメージを強く持っていると思う。

私自身は、何度か来庁する中で、裁判所職員は意外と親切で、人間的であるという印象を受けている。最初だから気を遣うというのは理解できるが、基本的にはあいさつと礼がきちんとでき、常識的な範囲内で自然体に接遇ができれば良いと思う。いずれにせよ、裁

判員裁判が始まり，新たに民間と裁判所の接触点が生まれたということ  
は良い傾向であると思う。

委員： 裁判所に手続をするために来たとき，専門用語を多く使われ，素  
人には難しいという印象を受けたことがある。

委員： 裁判所が「上から目線」であるという悪いイメージを払拭しよう  
として，苦勞しながら接遇をしているのは分かるが，過剰にPRす  
る必要はないと思う。普通に礼を尽くしていれば，そうではないこ  
とが浸透していくと思う。

以 上